

令和4年第11回九重町農業委員会議事録

<日時>：令和4年12月7日（水）15：30～

<場所>：九重町役場2階庁議室

<出席委員>

農業委員

1番：穴井勲 4番：佐々木清和 5番：佐々木洋子
6番：矢幡陽子 8番：田吹博史 9番：仲摩茂敏
10番：飯田祥治朗 11番：手島政弘

推進委員

12番：多田貫緑 14番：野田政春 15番：森義美
18番：熊谷厚己 20番：時松美智雄 23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三 リーダー：若杉美紀 事務員：堤悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 15時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員（農業委員）：8名（農地利用最適化推進委員）：6名

欠席委員（農業委員）：3名（農地利用最適化推進委員）：6名

<会長あいさつ>

■議事

議 長 それでは毎回言うようですが、携帯はマナーモードか電源を切っていていただくようお願いいたします。また質疑が始まったら質問のある方は挙手をして名前を言ってお願いいたします。議事録署名委員の選出について規則によって9番委員さんと10番委員さんを指名いたします。異議はございませんか。はい、異議なしと認めます。9番委員さんと10番委員さんよろしくようお願いいたします。それでは早速報告案件から入りたいと思います。報告第20号農地法第3条の3第1項の

規定による届出について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお開き下さい。

事務局 報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第20号(番号1)読み上げて説明

議長 はい、ありがとうございます。続きまして報告第21号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いいたします

事務局 報告第21号農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第21号(番号1および番号2)読み上げて説明

議長 はい、ありがとうございます。続きまして議案審議の方に入りたいと思います。3ページの議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号(番号1から番号3)読み上げて説明

議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局より説明がございました。それでは番号1番から番号3番について、それぞれ担当委員さんより説明をお願いいたします。まず番号1番。事務局よりお願いします。

事務局 [事務局より現地調査の結果を報告]

議長 はい、続きまして番号2番。はい、時松さんお願いいたします。

20番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、続きまして番号3番。野田さんお願いします。

14番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございます。今担当委員さんから番号1番から3番について説明がございました。3件の案件についてご質問等ある方は質問を受けたいと思います。何かありますか。安部さん多分親子だと思いますけど年齢がわかればと思いますけど。担当委員さんわかりますか。

14番推進委員 年齢はちょっとわかりません。55歳だと思いますけど。

議長 事務局わかりますか。〇〇〇〇さんでも良いです。

事務局 〇〇〇〇さんが77歳、〇〇〇〇さんが55歳になります。

議長 他にございませんか。無いようでしたら議案第44号の1番から3番について賛成する委員の方の挙手を求めます。はい、ありがとうございます。全員賛成ということで承認することに決定いたしました。続きまして4ページの議案第45号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権)、これを事務局より説明

をお願ひいたします。

事務局 議案第45号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）

議案第45号（番号1から番号3）読み上げて説明

議長 はい、ありがとうございます。今事務局より説明がございました。それでは1番から3番までございますので番号1番から担当委員さんからの説明を求めます。はい野田さんお願いします。

14番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 続きまして、番号3番。はい仲摩さんお願いします。

9番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、一応担当委員さんの説明がございました。それでは質疑を求めます。質問のある方は。

4番委員 だいたい単価はいくらぐらい。

議長 事務局どうぞ。

事務局 売買価格はだいたい示している農地の売買価格の単価なので、だいたい恵良代40から50ですね。

議長 飯田さんどうぞ。

10番委員 買入れ予定者が1番2番ね。〇〇〇〇さんとなっていますが、当然菌床栽培だと思う。そうしたときは4条申請をしないとかね。

事務局 施設が建っているから多分そのまま使うかと思います。

8番委員 これ登記とかが田になつとるけど。施設栽培になっているけど。これは買入れ予定となっているけど。買入れしたら田で地目になっている。それは関係ないのかね。三年間とかあるけどそれには引っかけられないと。

議長 作ると言っても上物を利用するのであって、植えるとかいうのじゃあない。菌床栽培だから農業生産物として取り扱うので私は特に問題は無いと思う。

8番委員 問題ないですかね。ハウスですから下をきれいに施設とかコンクリとか。

議長 コンクリを打つ分はこういった農業施設に関しては有効利用すればコンクリ張ってもね。

事務局 コンクリ張り自体は転用の申請とか要るのですが今回についてはそういった計画がない。今あるハウスをそのまま使うということになりますので。

議長 下は今シート張りになっている。草が生えないように。そのまま利用するのか一面にコンクリを張るのか、コンクリを張るとなると事務局

- が言うように申請が必要になる。
- 10番委員 そこを聞いたかったのよ。リフトが入ったりするとコンクリ張らんと。
- 8番委員 下が変わって来るから、登記は田になっているから、悪いのではないかと。
- 4番委員 だいたいコンクリ張られんという事で昔はね。
- 10番委員 張る以上は転用せんとコンクリ張られんと。それが出て来るとねと聞いたの。
- 議 長 今はね、上が農業施設とかいう場合は下をコンクリ張っても別にいいですよということに成って来ているし。このまま売買が受理されて、あと自分たちで勝手にやれという事にはならと思うし、コンクリ張るという段になれば、当然事務局なりが手続きをして下さいとなると思います。そうして貰わんと困る。他にはございませんか。
- 1番委員 農業施設の中にコンクリ張る時はどういう手続きになると。
- 事務局 そうですね。普段通りの転用の申請になります。
- 1番委員 ハウスが建ったら宅地か雑種地かよくわからんけど、そういうふうな申請をしなくてはならなのかね。
- 事務局 規模にも寄るのですが、1筆全体にハウスを建てて全部そこをコンクリ張りするとすれば地目は雑種地になると思います。現況として農業用施設として課税が変わって来ると思います。一部で農地としてまだ使える場所が残っているような形であれば割合に拠るかと思えます。基本的に農地として使えるか使えないかという所が地目には関係してきますので全面コンクリ張りしてしまうと農業用施設としか利用できなくなってしまうので、そうなった場合は地目が農地以外のものになる。
- 議 長 田にはならんわね。
- 9番委員 農地、農業用施設と別れてくるはね。どっちにしてもハウスを作って、今言ったように、リフトが動いたりすると全面的に張ってしまうと、結局転用を出さないかんということやね。
- 議 長 だから事務局が言ったように転用申請をして貰って、4条申請ですね。
- 9番委員 農地が農業用施設と言い方が変わって来るから。
- 議 長 確かにそうであってね。
- 1番委員 いっぺんにしようと思ったら5条にかけの事になるね。
- 事務局 今回については斡旋売買になりましたので。
- 1番委員 例えば個人と個人の場合はそこまで計画が出来ていれば5条の方にし

て下さいと事務局だったら言うよね。

10番委員 自分のもにして4条申請するという形になる。

1番委員 個人対個人であれば、そこまで計画が出来ているのであれば5条の方
 議 長 長 してくださいという話になる。了解です。

事務局 長 これ事務局に確認ですけど、これ当然売買ということになって、公社
 議 長 が入ると登記は公社が付けてくれるかね。

事務局 長 公社、そうですね。はい。

18番推進委員 他にございませんか。

事務局 農業倉庫を建てる時コンクリ、基礎するとき転用が要るのですか。
 事務局 規模に抛ります。200㎡未満であれば届出という形で。申請まで行
 かずとも農業委員会の方に建てますよと届出をしていただければいい
 です。200㎡を越えますと転用の取り扱いになってきますので県の方
 の方に書類を提出して許可を得る必要がある。

1番委員 それは一筆の中。1番地の中にとということ。

事務局 倉庫1つを建てる時に田を2筆使うってなればそれは。

1番委員 一筆ごとに。

事務局 そうではなくて、1つの倉庫を建てるのにどのぐらいの面積を使うか
 です。

1番委員 1番地に200㎡、1番地に200㎡ってなると。

事務局 同一の事業かどうかによります。例えば別々の方が建てるってなれば
 届出でいいのですが、同じ方が同じ時期に建てようとするすると転用の申
 請してくださいってなります。

議 長 他にはございますか。無ければ議案第45号について賛成の方は挙手
 をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成とい
 うことで承認をいたします。続きまして5ページの議案第46号農業
 経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について利用権
 でございます。一応これは事務局からの説明は省略いたします。番号
 1番から見ていくと再設定がございますね。再設定は説明を省きます
 ので誰の担当かお知らせ願えますか。一番は誰になりますか。仲摩さ
 んですね。2番は設定でございますので担当委員さんの説明をお願い
 します。はい、野田さんお願いします。

14番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 番号4番は再設定でおそらく野田さんの担当でしょう。言うように
 WCSなので、地番見るとほぼほぼ隣り合わせみたいな地番なので
 WCSではないかと思えます。続きまして番号5番。はい森さんどう
 ぞ。

15番推進委員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕
議 長 続まして番号7番。担当委員さん今日は休みか。事務局の方からわかれば説明を。事務局が調べていますのでお待ちください。

事務局 〔事務局より現地調査の結果を報告〕
議 長 ありがとうございます。番号8番も同じですね。多分並びか前のほうでしょうね。8番も今説明があったように同じで、目にかかる所だと思います。続まして9番10番は再設定でございますので、9番担当委員さんは誰になりますか。飯田さんですね。10番は田吹さん。11番は再設定で野田さんです。12番の設定について説明をお願いします。事務局説明をお願いします。

事務局 〔事務局より現地調査の結果を報告〕
議 長 そうことですね。13番は田中さんということで、次のページも再設定ということでこれも田中さんですね。一応利用権について担当委員さんから再設定を含めて説明がございました。皆さん方から質問等があれば受け付けます。無いようでしたら、この利用権について賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。はい、ありがとうございます。全員賛成ということで承認されました。一応本日の議案は以上となります。これで本日の総会を終了いたします。